3　法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とする。

4　法第六十五条第四項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。

5　法第六十六条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とする。

6　法第六十六条第四項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。

別紙第１号書式備考８及び９中「掲げる住所地等」を「定める場所」に改める。

別紙第１号の２書式備考４中「定める書式」の次に「（税関が取り扱う国税に係る当該納付書については、財務大臣が定める書式）」を加える。

別紙第２号書式備考４中「第１条第３項に規定する」を「第１条第３項各号に定める」に改める。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の五第三項の規定により読み替えて適用する同法第七十七条第三項の規定及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第四項の規定により関税納付受託者（関税法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。第二十四条において同じ。）及び納付受託者（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下この項及び第二十四条において同じ。）にそれぞれその納付を委託された国税及び特定地方税若しくは輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第五項の規定により納付受託者にその納付を委託された国税及び特定地方税又は関税法」に、「（昭和三十年法律第三十七号）第七条第四項若しくは同条第五項」を「第七条第六項若しくは第七項」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第二十四条第一項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」、「（同法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）」及び「（同法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「の規定により国税庁長官」を「（同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国税庁長官若しくは財務大臣」に改める。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中国税通則法施行規則第一条の四第二号の改正規定及び同令第十一条の九を同令第十一条の十とし、同令第十一条の二から第十一条の八までを一条ずつ繰り下げ、同令第十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百一条第一項の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第一条の四第一項」を「第一条の五第一項」に、「第一条の四第二項」を「第一条の五第二項」に改め、同項第六号中「第一条の四第三項」を「第一条の五第三項」に改め、同条第二項第一号中「第一条の四第三項」を「第一条の五第三項」に改める。

第一条の六を第一条の七とする。

第一条の五第一項中「第一条の四第二項」を「第一条の五第二項」に改め、同条第二項中「第一条の四（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）」を「前条」に、「第一条の四第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。

（入札書に封をすることに相当する措置）

第一条の四　法第百一条第一項（入札及び開札）に規定する財務省令で定める措置は、入札をしようとする者から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して送信がされた入札書に記載すべきこととされている事項が入力された当該入札の情報を、当該送信がされた時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の国税徴収法施行規則第一条の四の規定は、この省令の施行の日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売について適用する。

○財務省令第二十三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「この条」を「この項及び第六項」に改め、同項第五号中「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

第四条の四の次に次の一条を加える。

（上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書の記載事項等）

第四条の四の二　法第八条の四第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八条の四第一項第一号の配当等の支払をすべき内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号、当該配当等の支払に係る同号に規定する基準日、当該基準日における当該内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。第三号において同じ。）又は出資の総数又は総額並びに当該配当等の支払の確定した日